

東京都特定施策推進型商店街事業費補助金交付要綱

	平成18年	3月31日付	17産労商地第2013号
一部改正	平成19年	3月30日付	18産労商地第1793号
一部改正	平成19年	10月10日付	19産労商地第1152号
一部改正	平成20年	3月4日付	19産労商地第2249号
一部改正	平成21年	3月16日付	20産労商地第1921号
一部改正	平成21年	6月5日付	21産労商地第751号
一部改正	平成22年	3月1日付	21産労商地第1108号
一部改正	平成23年	2月17日付	22産労商地第2110号
一部改正	平成25年	2月27日付	24産労商地第2561号
一部改正	平成26年	3月7日付	25産労商地第2554号
一部改正	平成27年	2月20日付	26産労商地第2443号

(通 則)

第1条 東京都特定施策推進型商店街事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、東京都の緊急かつ重要な特定の施策に連携協力して商店街等が行う事業に対し、必要な補助金を交付することにより、行政施策の推進と都内商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条

(1) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会

(2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

- (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (3) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会
- (4) 「特定施策推進型商店街事業」(以下「推進事業」という。)とは、商店街等が東京都の特定の施策に連携協力して実施する事業であり、別表1に掲げるもの及び東京都知事(以下「知事」という。)が特に認めるものをいう。
- (5) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、推進事業を行う商店街等をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助事業者としない。

(補助金の交付対象)

- 第4条 補助金は、推進事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、知事が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
- 2 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

- 第5条 東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内又は補助限度額1億2千万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

- 3 知事は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。
- 4 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第9条 補助事業者は、推進事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

- 第10条 補助事業者は、推進事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認を行う場合は、様式第4の2により、補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況）

- 第11条 知事は、推進事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、推進事業の進捗の把握に努めるものとする。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、推進事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1

千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事は補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金(概算払)請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金精算書を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、推進事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、推進事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を推進事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、推進事業の完了後、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は推進事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、推進事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、知事が別に定める期日までに、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、様式第10による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第20条 補助事業者は、推進事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、知事が東京都職員をして、推進事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は推進事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第24条 非常災害等による被害を受け、推進事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月5日から適用する。

2 この要綱の施行の日前に推進事業として交付申請のあった事業のうち、特別支援事業の対象とするものについては、当該推進事業に係る申請をもって、特別支援事業に係る申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条第4号関係）

対象事業

<p>(1) <防災> 震災に備えた取組</p> <ul style="list-style-type: none">① アーケードの撤去・耐震補強② アーチの撤去・耐震補強③ アーケード、アーチの耐震調査
<p>(2) <治安> 地域の防犯拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none">① 民間交番の設置
<p>(3) <環境> 地球温暖化対策（CO₂削減の取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 街路灯のランプのLEDランプへの交換② アーケードの照明のLED照明への交換
<p>(4) <物流> 交通量削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none">① 共同荷捌きスペース・付帯施設の設置
<p>(5) <福祉> ユニバーサルデザインに基づく施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none">① だれでもトイレの設置② 障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修③ 授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置

別表2（第4条関係）

補助対象経費

区 分	摘 要
震災に備えた取組に要する経費	
アーケード、アーチの撤去に係る工事費	
アーケード、アーチの耐震補強に係る工事費	
アーケード、アーチの耐震調査を委託する経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
地域の防犯拠点の整備に要する経費	
民間交番の設置に係る工事費	設置のための改修費を含む
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
民間交番の建物の購入費	
民間交番用の土地及び建物の賃借料	事業開始日から当該年度の末日までを限度とする 月額30万円までを限度とする
民間交番運営のための機器・設備・備品等の購入費（青色回転灯、緊急通報装置、机、椅子、電話機等）	
地球温暖化対策（CO ₂ 削減の取組）に要する経費	
街路灯のランプのLEDランプへの交換に係る経費	既存ランプがLEDの場合を除く 街路灯1基当たり30万円までを限度とする
アーケードの照明のLED照明への交換に係る経費	既存照明がLEDの場合を除く
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	アーケードに係るものに限る
交通量削減の取組に要する経費	
共同荷捌きスペース・付帯施設の設置に係る工事費	設置のための改修費を含む
上記の工事実施に係る調査、施工監理等を委託する経費	
共同荷捌きのためのスペース及び付帯施設の機器・設備・備品等の購入費	
共同荷捌きスペース用の土地賃借料	事業開始日から当該年度の末日までを限度とする 月額30万円までを限度とする

ユニバーサルデザインに基づく施設の整備に要する経費		
だれでもトイレの設置に係る工事費		設置のための改修費を含む
障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修に係る経費		
授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置に係る工事費		設置のための改修費を含む
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費		
授乳及びおむつ替えのための備品等の購入費（ベビーベッド・授乳用椅子等）		

注：表に記載のない経費は補助対象外とする。

（参考）

補助対象外経費の例（各事業共通）

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	民間交番及び共同荷捌きスペース用の土地の賃借を除く
消耗品の購入費	事業実施に直接必要なものを除く
人件費	
運営委託に係る経費	
維持管理に係る経費（清掃等）	
振込手数料	